

実施方針の策定の見通しについて（変更）

平成 27 年 11 月 13 日

浜松市

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業	20 年間（予定）	（仮称）西遠浄化センター、 （仮称）浜名中継ポンプ場、 （仮称）阿蔵中継ポンプ場の 維持管理及び設備更新、下水道 利用料金の收受 など	（仮称）西遠浄化センター 浜松市南区松島町 2552 番地の 1 （仮称）浜名中継ポンプ場： 浜松市南区小沢渡町 1681 番地 （仮称）阿蔵中継ポンプ場： 浜松市天竜区二俣町阿蔵 330 番地の 5	<u>平成 28 年 2 月</u> （予定）

※1 この見通しは、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 2 項の規定により公表するものです。

※2 平成 27 年 6 月 1 日に公表した事項から変更した事項は、下線を付した事項です。